

令和元年12月5日

「農福は地球を救うか」

(株)農林中金総合研究所 理事長

(一社)日本農福連携協会 会長

皆川 芳嗣

1. 私と農福の出会い

- 家の事情
- 関東農政局長時代の経験
- 村木さんとの出会い

2. 農福連携の推進に関する最近の動き

- 2017. 3 全国農福連携推進協議会 発足
- 2018. 11 一般社団法人 日本農福連携協会 設立
- 2019. 4 官邸に 農福連携推進協議会 設置
- 2019. 6 農福連携推進ビジョン策定
- 2019. 11 農福JAS 第1号の認証取得

3. 福祉サイドの事情

- 障害者の総数 940万人
- 生活保護受給者 220万人
- 発達障害者(ADHD, 学習障害等)の総数は不明
- 刑務所に収容されている者の3割程度には 何らかの障害ありとの説
- 「障害者雇用促進法」による雇用義務の一方 社会変化の中での働きにくさ

4. 農業サイドの事情

- 基幹的農業従事者の減少，高齢化の進展
- 特に日本の得意分野である労働集約型農業（園芸等）における人手不足は深刻化
- ROBOT，AI，ICTの技術進歩のみでは克服不可能
- 人手不足は6次産業化の足かせ

5. これからの農福連携推進のポイント

（別添資料）

6. 農福は地球を救うか

- Universal
- Diversity
- SDGs

— ご清聴ありがとうございました —

- 農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、**農業経営の発展**とともに、**障害者の自信や生きがい**を創出し、**社会参画を実現**する取組。
- 農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくに当たって、**官民を挙げて取組を推進**するため、農福連携等推進会議において、**農福連携等推進ビジョン**を策定。

<農福連携等推進ビジョンの構成>

I 農福連携等の推進に向けて

II 農福連携を推進するための3つのアクション

目標：農福連携に取り組む主体を今後5年で新たに3,000創出※

1 認知度の向上

農業者等への働き掛けや国民全体への理解促進に向けた取組を実施

2 取組の促進

農福連携に取り組もうとする際に相談できる体制の整備等、農業経営体や障害者就労施設等がより農福連携に取り組みやすくなるための環境整備等を推進

3 取組の輪の拡大

地域において農福連携が定着するよう、経済界や消費者等を巻き込んだ国民的運動として推進

III 「農」「福」連携の広がりへの展開

<主な取組事項>

認知度の向上

取組の促進

取組の輪の拡大

● 農福連携のメリットの発信

・定量的なデータ解析でメリットを客観的に提示、優良事例の発信

● 戦略的プロモーションの展開

● 農福連携の取り組む機会の拡大

・スタートアップマニュアル作成、お試しノウフクの仕組み構築

● ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

・マッチングの仕組み構築、コーディネーターの育成・普及

● 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

・農業版ジョブコーチの仕組み構築

● 農福連携に取り組む経営の発展

・農福連携を行う農業経営体等の経営発展を目指す取組の推進
・農福連携の特色を活かした6次産業化の推進

● 国民的運動を展開するための基盤の形成

・各界関係者が参加するコンソーシアムの設置
・「ノウフク・アワード」選定による優良事例の表彰・横展開 等

● 関係団体等での横展開等の推進

今後、**ユニバーサルな取組**として、様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ、**地域共生社会の実現**へ

1 認知度の向上

農業者等への働き掛けや国民全体への理解促進に向けた取組を実施

① 農福連携のメリットの提示

- ・今年度の農水省の補助事業を活用して、農福連携に取り組んだ場合の効果を調査中。
- ・障害者雇用を契機とした作業の効率化を通じた経営改善や作業請負を通じた労働力確保による経営改善について、その効果を調査し、年度内に公表予定。

② 優良事例の取りまとめ・情報発信

- ・本年10月に、全国における代表的な取組について、9ブロックの地域に分類した取組事例集を作成し、農水省のHPで公表。（全国45事例）
- ・他の取組と比較した際の特徴点を強調しつつ、農業と障害福祉サービス事業における経営的効果を中心に記載。

③ 戦略的なプロモーション・ノウクJASの普及

- ・本年3月に、障害者が携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品の規格として「ノウクJAS」を制定。
- ・本年11月1日にノウクJASの第1号事業者として、4事業者が認証を取得。
- ・今年度の農水省の補助事業を活用して、ノウクJASに係るブロック別セミナー（全国8カ所、来年1～2月頃）や、ノウクJASのプロモーションイベント（来年3月頃）の開催を予定。

農福連携



2 取組の促進

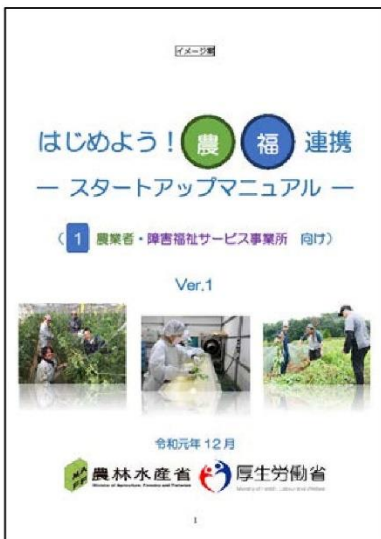
農福連携に取り組もうとする際に相談できる体制の整備等、農業経営体や障害者就労施設等がより農福連携に取り組みやすくなるための環境整備等を推進

① スタートアップマニュアルの作成

- ・農福連携に取り組む際の手順を分かりやすく整理したスタートアップマニュアルを作成中。
- ・農福連携に実際に取り組む「農業経営体・障害福祉サービス事業所向け」と、農福連携の取組をサポートする「地方自治体・JA向け」に分けて、Q & A形式で作成中。年度内を目途に公表予定。

② 農業版ジョブコーチの育成

- ・本年度から、農山漁村振興交付金のメニューを拡充し、農業版ジョブコーチの育成・派遣を支援。
- ・本年8月から、農福連携の研修拠点として整備を予定している、農林水産研修所水戸ほ場において、地方自治体職員やJAの営農指導員、農業法人の職員を対象に試行的な研修を開始。
- ・今年度計6回で120人の受講を予定しており、これまでに4回実施済み。
- ・来年度から、農業版ジョブコーチを全国共通の仕組みとして構築するため、上記研修の実施状況を踏まえつつ、「農業版ジョブコーチ」の育成のための基準プログラムを検討中。



マニュアルの内容（イメージ）

（農業経営体が雇用する場合）

- ・ 関係機関の役割は？
- ・ 障害者と接するきっかけは？
- ・ 働いてくれる障害者の見つけ方は？
- ・ 障害者を試行的に活用するには？
- ・ 農業者が活用できるサポートは？
- ・ 正式雇用した場合の助成は？

等

基準プログラムの内容（イメージ）

- ・ 障害者雇用と障害者福祉サービス事業の仕組み
- ・ 障害特性に対応した農作業支援の技法
- ・ 農作業の一般的な特徴、農業経営の仕組み
- ・ 作業細分化・難易度評価・作業割当の技法 等

2 取組の促進

農福連携に取り組もうとする際に相談できる体制の整備等、農業経営体や障害者就労施設等がより農福連携に取り組みやすくなるための環境整備等を推進

③ 農福連携に取り組む経営の発展支援

- ・令和2年度概算要求においては、農山漁村振興交付金（農福連携対策）を拡充要求。
- ・新たに障害者を雇用する等の取組を通じた農業経営の改善及び発展に必要となる施設整備を支援することとし、農業法人も事業実施主体になれることを明確化。
- ・また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、食料産業・6次産業化交付金等の関連事業において、優先枠の設定、補助率の嵩上げ等の優遇措置を検討。

④ 認定農業者の認定対象

- ・認定農業者になると、融資などの各種施策において、メリット措置が受けられるが、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等が認定農業者になれるのかどうか、明文化されていなかったところ。
- ・本年11月1日付で、農業経営基盤強化促進法の基本要綱が改正され、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定農業者となることができることが、明確化された。

【農福連携整備事業（ハード支援）】

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産施設及び加工・販売施設等の整備を支援

- 事業実施主体 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- 事業期間 2年間
- 交付率 1/2



農業生産施設
(水耕栽培ハウス)



附帯施設（農機具庫）



加工処理施設



休憩所、トイレの整備

○農業経営基盤強化促進法の基本要綱（抜粋）

- ・別紙4 同要綱の別紙4の第1の2の(1)
「また、法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定農業者となることができます。」
- ・別紙4の2の第1の2の(2)
「また、法人の形態は認定の要件でないことから、農福連携に取り組む社会福祉法人や特定非営利活動法人等も認定新規就農者となることができます。」

2 取組の促進

農福連携に取り組もうとする際に相談できる体制の整備等、農業経営体や障害者就労施設等がより農福連携に取り組みやすくなるための環境整備等を推進

⑤ 農業分野での障害者雇用の推進

- ・令和2年度概算要求において、「雇用分野における“農福連携”の推進」を要求。
- ・人手不足に悩む農業事業者等に対し、ワークによる積極的な求人開拓や障害者雇用に係るノウハウ提供の強化等のアウトリーチ型支援を展開するとともに、農業に興味のある障害者の就職から職場定着まで一貫した支援を実施。

アウトリーチ型支援の実施

【積極的な求人開拓】

・人手不足に悩む農業事業者に対して障害者雇用を提案し、積極的に新規求人開拓

【障害者雇用ノウハウの提供】

・個別訪問及びセミナー等による雇用ノウハウを提供

【好事例等の提供】

・農福連携に新たに取り組もうとする農業事業者等に対して、先進企業の好事例等を提供

※ 障害者の新たな職域開発のため新規に農業に参入する企業に対しては、農林水産行政（地方自治体等）の支援に誘導

就職から職場定着まで一貫した支援の実施

【就職に向けた支援】

・ケースワーク方式によるきめ細かな職業相談
・職業適性の把握、就職に向けた不安の解消のため職場実習の斡旋

【職業紹介】

・個々人の特性に応じた職業紹介

【就職後の支援】

・就職後の職場定着支援の実施



⑥ 農福連携による障害者の就農促進

- ・令和2年度概算要求において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」等を拡充要求。
- ・現在、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援等を実施。
- ・令和2年度においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ、農福連携マルシェ開催支援の拡充を検討。また、農福連携に係る共同受注窓口の取組への支援も検討。

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助。

○農福連携マルシェ開催支援事業【拡充】

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助。（2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に合わせて、都道府県単位やブロック単位での開催を検討）

○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助。

○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助。

3 取組の輪の拡大

地域において農福連携が定着するよう、経済界や消費者等を巻き込んだ国民的運動として推進

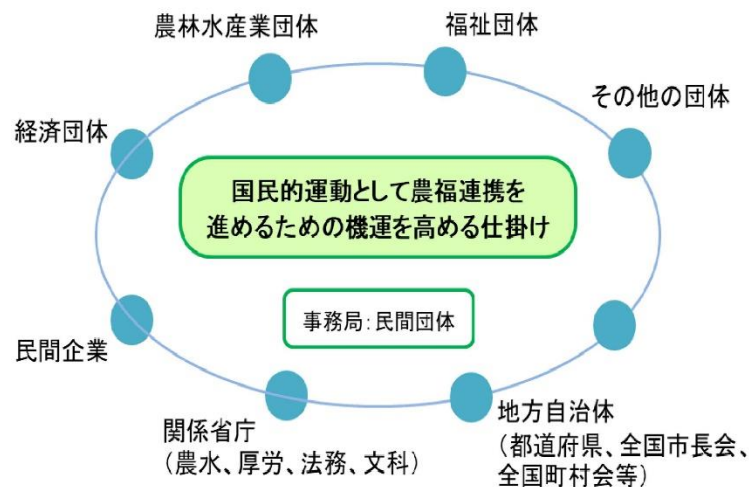
① 農福連携を国民運動として推進するコンソーシアムの設置

- ・ 国民運動として農福連携を進めるための機運を高める仕掛けとして、国・地方公共団体のほか、農業団体、福祉団体、経済団体等の様々な関係者が参加するコンソーシアムの設置を検討中。
- ・ コンソーシアムにおいては、関係者による情報共有、ノフクイベントの開催、ノフク・アワードの選定・表彰を実施。
- ・ 現在、関係団体等への働きかけを進めており、今年度内を目途に、コンソーシアムの立ち上げを予定。

② ノフク・アワードの創設

- ・ 農福連携の優良事例を選定して、表彰する「ノフク・アワード」の創設に向けて検討中。
- ・ 例えば、「農業経営体部門」、「障害福祉サービス事業体部門」、「特例子会社部門」等を設けて表彰。
- ・ 来年度以降、第1回に向けた募集を開始し、来年秋を目途に、第1回「ノフク・アワード」を選定・表彰。

コンソーシアムのイメージ



農業と福祉がつながって、日本を元気に!



Ⅲ 農福連携の広がりへの展開

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ

① 林・水産業等向けの障害者就労モデル事業

- ・ 令和2年度概算要求において、「林・水産業等向けの障害者就労モデル事業」を新規要求。
- ・ 農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農作業の枠を越えて、林業や水産業等といった地域に根ざした1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施することを検討。

事業の内容（イメージ）

- 「林福」、「水福」等に取り組んでいる事例の把握・収集
- 「林福」「水福」等の課題の把握・分析を行い、解決策を検討し、取組方法を検討
- 検討結果を踏まえて、モデル事業を実施
- 事例集とマニュアル入れ込んだ農福連携等ガイドブックを作成
- 農福連携等推進協議会を開催（事例の発表・ガイドブックの紹介等）



② 生活困窮者への就労支援における農業分野等との連携強化モデル事業

- ・ 令和2年度概算要求において、生活困窮者への就労支援における「農業分野等との連携強化モデル事業」新規要求。
- ・ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ・ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施することを検討。